

## 熊本県ふるさと・水と土保全対策委員会設置要領

平成18年 4月 7日

最終改訂 平成30年 1月 1日

### (趣旨)

第1条 中山間地域等における農業用水路やため池等土地改良施設、及び農地の有する多面的機能の良好な発揮と集落共同活動の活性化及び、都市住民等の活動への参加促進などを図り、もって農業・農村の活性化に資することを目的として、中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要綱第7の1の規定及び、中山間ふるさと・水と土保全推進事業実施要綱第7の1の規定に基づき、熊本県ふるさと・水と土保全対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (業務)

第2条 委員会の業務は、次に掲げる事項に関する事業の実施計画及び実施結果等に対して審議し、意見を述べることとする。

1 中山間ふるさと・水と土保全対策事業に関すること。

(1) 調査研究事業

土地改良施設の機能の良好な発揮のための調査研究及び基本的対策等の策定に関すること。

(2) 研修事業

地域住民活動の活性化に関する推進指導及び助言等を行う人材の育成等に関すること。

(3) 推進事業

集落共同活動の強化のための指導助言及び啓発活動。

2 中山間ふるさと・水と土保全推進事業に関すること。

(1) 保全ネットワーク推進事業

都市住民等の保全活動への参加促進に関すること。

(2) 保全活動推進事業

地域の住民組織が行う保全活動の推進に関すること。

(3) 保全活動支援事業

住民組織が行う保全活動に要した経費等の助成に関すること。

### (構成)

第3条 委員会の委員は、知事が委嘱する。なお、委員の任期は委嘱を受けた年度の4月1日から起算して3年間を原則とし、再任を妨げないものとする。

第4条 委員長は必要に応じ、有識者等から意見を聴くことができる。

### (委員長)

第5条 委員会の委員長は委員の中から互選により選任することとし、委員長は、委員会を統括する。

- 2 委員長は副委員長を選任することができる。
- 3 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が召集する。

(経費)

第7条 委員の旅費及び報償費等の委員会の運営に要する経費は、業務内容に応じて「中山間ふるさと・水と土保全対策事業」と「中山間ふるさと・水と土保全推進事業」に区分し、各々の基金の運用益及び基金元本の一部をもって充てる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、農林水産部農村振興局むらづくり課に置く。